

平成20年11月12日

平成20年度甲種火薬類取扱保安責任者試験の出題について

1. 今般、社団法人全国火薬類保安協会から、同協会が本年8月24日に実施した甲種火薬類取扱保安責任者試験（都道府県知事からの委任を受けて同協会が実施）において、試験問題の一部に正解がない出題の誤りがあった旨の報告がありました。
2. 原子力安全・保安院としては、同協会を厳重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止策の策定を行い、今後、試験を適正に実施するよう指示しました。

1. 甲種火薬類取扱保安責任者試験は、火薬類取締法に基づき、火薬類の貯蔵又は消費に係る保安の監督等に従事する者の資格を付与するものとして、毎年1回、都道府県知事からの委任を受けて社団法人全国火薬類保安協会が実施しています。（注）

（注）都道府県知事は、経済産業大臣が指定する者（指定試験機関）に試験事務を行わせることができることとなっており、大臣指定を受けた同協会が全国都道府県において、同一日、同一問題で実施。

2. 今般、同協会から、本年8月24日（日）に実施した平成20年度甲種火薬類取扱保安責任者試験（本年10月10日（金）に合格発表）において、試験問題の一部に正解がない出題の誤りがあったため、受験者の不利益とならないよう、当該問題について受験者全員正解とし、あらためて合格点に達した受験者については、追加合格とする旨報告がありました。

この結果、1,017名の合格者に加え、新たに93名の追加合格が判明しました。（別紙1）

3. 試験制度の信頼を損なうこのような事態が生じたことは、指定試験機関を監督する経済産業省として誠に遺憾であり、同協会に対して、厳重に注意するとともに、原因の徹底究明及び再発防止策の策定を行い、今後、試験を適正に実施するよう指示しました。（別紙2）

4. あわせて、都道府県に対し、事案の周知徹底を図りました。（別紙3）
5. 経済産業省としては、今後、原因の徹底的な究明を行い、本試験制度の厳正な運用に万全を期すよう、指導・監督を行ってまいります。

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院保安課長 牧野

担当者：（火薬専門職）木村

（企画班長）田村

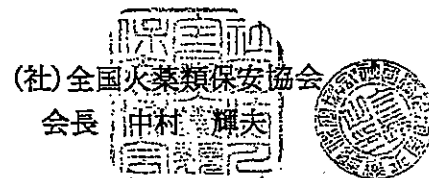
（火薬班長）金地

電 話：03-3501-1511（内線 4941～7）

03-3501-1706（直通）

20全火協試 103 号
平成20年11月10日

経済産業省 原子力安全・保安院長殿



平成20年度火薬類取扱保安責任者試験（甲種）
に係る試験結果（追加合格）について

平素は、弊協会に対し、格別のご指導、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年8月24日に実施しました火薬類取扱保安責任者試験において出題問題の一部に下記の疑義が認められました。このため、弊協会に設置されております試験委員会においてその取扱について検討した結果、不適切な出題であり、当該問題については受験者全員を正解とすることといたしました。これを踏まえ、新たに93名の受験者を追加合格者とし、その旨の公示及び追加合格者への通知は平成20年11月19日に行います。

なお、今後の試験問題作成に当たり、一層の文章確認を行うことにより遺漏なきを期して参ります。皆様にはご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

記

平成20年8月24日に実施した甲種火薬類取扱保安責任者試験の「法令」の一部問題として次の出題をした。

- 問19 安定度試験についての次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。
- イ. 製造後2年を経過した含水爆薬を所有する者は、安定度試験を実施しなければならない。
- ロ. 製造後1年を経過したダイナマイトを所有する者は、安定度試験を実施しなければならない。
- ハ. 安定度試験の方法は、遊離酸試験および耐熱試験の2種類である。
- ニ. 火薬または爆薬を輸入した者は、輸入直後に安定度試験を実施しなければならない。
- (1)イ,ロ (2)イ,ハ (3)イ,ニ (4)ロ,ハ (5)ロ,ニ (6)ハ,ニ

上記問題の正解は、(5)ロ,ニとして採点した。しかしながら、ニ. については、硝酸エステルを含有しない火薬を輸入した者は、安定度試験を実施する必要がないことから、試験問題として不適切であった。

参考条文（火薬類取締法施行規則）

第58条第2項

火薬類を輸入した者は、前表によるほか輸入直後において硝酸エステルおよびこれを含有する火薬または爆薬については遊離酸試験および耐熱試験、硝酸エステルを含有しない爆薬については遊離酸試験および加熱試験を行わなければならない。

経 済 産 業 省

平成20・11・11原院第4号

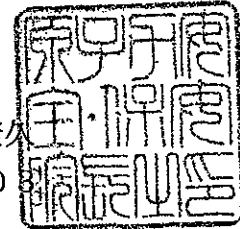
平成20年11月12日

社団法人全国火薬類保安協会

会長 中村 輝夫 殿

原子力安全・保安院長 薦田 康久

NISA-261d-08-0



平成20年度甲種火薬類取扱保安責任者試験について

今般、貴協会から、平成20年8月24日に実施した火薬類取扱保安責任者試験のうち甲種試験において、本来あるべき正解がないという出題の誤りが1件発生したとの報告を受けたところである。

火薬類取締法第31条の3第1項に基づく指定試験機関である貴協会において、かかる事態が発生したことは、試験制度の信頼を損なうものとして、誠に遺憾である。

については、今後、試験を適正に実施するよう厳重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止策の策定を行い、その結果について、平成20年12月10日までに原子力安全・保安院に報告するよう指示する。

平成20・11・11原院第4号

平成20年11月12日

各都道府県知事 各位

原子力安全・保安院長

平成20年度甲種火薬類取扱保安責任者試験について

標題の件について、原子力安全・保安院は、別添(NISA-261c-08-03)のとおり甲種火薬類取扱保安責任者試験事務を社団法人全国火薬類保安協会に委任している都道府県に対して、社団法人全国火薬類保安協会に対して行った指示内容等を通知することといたしました。

つきましては、貴(都道府県)に対してもお知らせいたします。

経 済 産 業 省

平成20・11・11原院第4号

平成20年11月12日

平成20年度甲種火薬類取扱保安責任者試験について

原子力安全・保安院

NISA-261c-08-03

標題の件について、原子力安全・保安院(以下「当院」という。)は、別紙1のとおり、平成20年11月10日付け20全火協試103号をもって、社団法人全国火薬類保安協会会長 中村輝夫から、平成20年8月24日に実施した火薬類取扱保安責任者試験のうち甲種試験において、本来あるべき正解がないという出題の誤りが1件発生したとの報告を受けた。

かかる事態を受け、当院は、別紙2のとおり、平成20年11月12日付け(NISA-261d-08-03)をもって、同協会に対し、今後、試験を適正に実施するよう厳重に注意するとともに、原因の究明及び再発防止策の策定を指示したところである。

社団法人全国火薬類保安協会に対する上記の指示内容等の周知を図るため、当院は、甲種火薬類取扱保安責任者試験事務を社団法人全国火薬類保安協会に委任している都道府県に対し、上記の指示内容等を通知することとする。